(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
 - 2 この法律において「特定空家等」とは、「そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある状態、又は著し〈衛生上有害となるおそれのある状態、「適切な管理が行われていないことにより著し〈景観を損なっている状態」その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあると認められる空家等をいう。

空家法第2条第2項に示されている特定空家等の4類型

- 1 そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある状態
- 2 そのまま放置すれば著し〈衛生上有害となるおそれのある状態
- 3 適切な管理が行われていないことにより著し〈景観を損なっている状態
- 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法律	ガイドライン			愛媛県基準案	
		イ 建築物の著いい傾斜 部材の破損や不同沈下等の状 られるかなどを基に総合的に判	兄により建築物に著しい傾斜が見 断する。	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。	
そ置壊保険そ状のするでは、そのは、そのは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	(1)建築物が倒壊等するおそがある。 以下のイ又は口に掲げる事項該当するか否かにより判断する。イ又は口に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がる。	口 建築物の構造耐力上主要なに 部分の損傷等 構造耐力上主要な部分である 柱、はり、筋かいに大きな亀裂、 多数のひび割れ、変形又は破 損が発生しているかでか、腐食	(イ) 基礎及び土台 基礎及び土台 基礎に大きな亀裂、多数のひび 割れ、変形又は破損が発生して いるか否か、腐食又断面欠性として よって土しているかが発生している が発生しているかが発生している か否する。 (ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはり の接合耐力上主要なおのでも はり、筋かいに大きなの を基にが発きしている が発生しているかで はり、筋かいに大きな はり、筋かいに大きな はり、筋かいに大きな はり、筋かいに大きな はり、筋かいに大きな はり、筋かいに 変数の が発生しているか は はの 接合 に力な が発生している が発生している は に が発生している が発生している が発生している は に が発生している が に が に が に が に が に が に が に が に が に が		木造についてのみ、カテゴ リー からカテゴリー の視 点とフロー図を示した基準案 が示されている。 国のガイドラインと矛盾する ところはみられない。

法律		ガイドライン			愛媛県基準案
	1.建築物が著しく保 安上危険となるおそ れがある。	(2)屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	(イ) 屋根ふきが、ひいでは、 全部では、いいでは、 を主いて不生しい総合のでは、 を主いて不生しい。 を主いて不生しい。 を主いて、 を主いて、 を主いて、 を主いて、 のであるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがでででである。。。 (ロ) 外壁 全部では、 全部では、 のであるがでである。。。 (ののであるが、 ののであるが、 ののであるが、 ののであるが、 ののであるが、 ののである。。 (ののである。) ののである。。 ののである。。 ののである。。 ののである。。 ののである。。 ののである。 ののである。。 ののである。 ののでのである。 ののでのでのでのである。 ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる大いる。 ・軒がたれ下がっている。 ・軒がたれ下がっている。 ・・軒がたれ下がっている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.擁壁が老朽化し 危険となるおそれが ある。	擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変 断する。	状の程度などを基に総合的に判	・擁壁表面に水がしみ出し、流 出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じてい る。 ・ひび割れが発生している。	

法律	ガイドライン		愛媛県基準案
そのまま放著しく書となのある状態		・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	石綿障害予防規則等につい て記述されている。
	(2)ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	悪臭防止法に基づ〈規制地域における規制基準について記述されている。

法律	ガイドライン	愛媛県基準案	
適がいな管理でいる。 がないことは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著し〈適合しない状態となっている。	・景観法に基づき景観計画を策 景観計画に定める建築物製に 景観計画に定める建築物制限に 素観計画に影意匠等となっている。 ・景観法に基づき都市計画に影 観地区を定めている場合しない。 ・景観法に基づきの制限に定める で、当該都市計画に定める で、当該都市計画に定める で、当該都市計画に定める で、当該の形態では、 ででの形態ででは、 で定められた景観保全にいる。 ・地域で定められた景観保全に がしている。	景観法について記述されて いる。
	その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著し〈不調和な状態である。	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大き〈傷んだり汚れたまま放置されている。・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、強慢、汚損したまが建築物の全面を覆う・立大等が繁茂している。・・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	

法律	ガイドライン	愛媛県基準案	
	立木が原因で、以下の状態にある。	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。 ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	写真例示等がされている。
その境図放とでの生のなる置があるである。	空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・動物のふん尿を発生しを発生したり臭気が発生しを発生している。・敷地外に動物の毛又は羽毛で大量に飛散し、地域住民のの音が発生している。・敷地外に動物の毛又は羽毛で大量に飛散し、地域住民のの高が発生している。の常生活に支障を及ぼしている。の常生活に支障をみばしている。の常生にみのなが発生し、近ばはいかある。・シロアリが大量に発生し、近隣生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	

法律	ガイドライン		愛媛県基準案
その性間では、その生活では、その生活では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		・門扉が施錠されていない、窓 ガラスが割れている等不特定の 者が容易に侵入できる状態で放 置されている。 ・屋根の雪止めの破損など不適 切な管理により、歩行者等の通行 を妨げている。 ・周辺の道路、家屋の敷地等に 土砂等が大量に流出している。	